

令和4年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和4年7月11日 開会
令和4年7月11日 閉会

富士宮市農業委員会

令和4年7月11日午後1時富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名
出席委員 17名

農業委員出席委員

1番 脇 坂 英 治	3番 赤 池 勝	4番 齊 藤 学
5番 佐 野 守	6番 佐 野 均	7番 佐 野 強
8番 伊 藤 照 男	9番 近 藤 雅 隆	10番 村 松 義 正
11番 富 永 政 則	12番 宮 島 孝 子	13番 遠 藤 光 浩
14番 旭 一 昭	15番 荻 真 教	16番 後 藤 文 隆
17番 佐 野 むつみ	18番 内 堀 忠 雄	

欠席委員

2番 松 永 孝 男 19番 杉 山 弘 子

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土 井 治	2番 塩 川 金 彦	3番 渡 井 清 孝
4番 渡 邊 勝 彦	5番 竹 川 篤 志	6番 村 松 慎 一
7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男	9番 藤 浪 庸 一
10番 有 賀 文 彦	11番 鈴 木 四 郎	12番 篠 原 兼 義
13番 牧 澤 邦 彦		

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主 任 主 査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学（以下同じ）

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

総会の前にちょっと御報告いたします。私と事務局長が、去る7月6日、グランシップへ会合に行ってます。これからは、タブレットを使うような時代になるようなお話を聞いてきました。

では、総会のほうに入ります。

それでは会議に入る前に、2番 松永孝男委員、19番 杉山弘子委員から、本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請について取下げ、取消願の処理状況を事務局に報告させます。

よろしくお願ひします。

事務局 深川主任主査

本日配付しました、令和4年6月10日から令和4年7月8日までの、農地法の規定による届出について取消願の処理状況を御覧ください。

第1項大岩■■■■、畑387m²ほか2筆、計469m²につきまして、令和3年7月29日に車庫兼倉庫を目的とした農地法第5条届出が受理されましたが、令和4年6月28日、都合により取消の願いが提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、10番 村松義正委員、11番 富永政則委員を指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人は、10番 村松義正委員、11番 富永政則委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第39号から議第48号です。

初めに、報第39号から報第44号までを一括して事務局から報告させます。

よろしくお願ひします。

事務局 深川主任主査

令和4年5月21日から令和4年6月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。

報第39号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約にある通知が2件提出されました。

続きまして、議案の2ページ3ページを御覧ください。

報第40号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の4ページ、5ページを御覧ください。

報第41号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について。

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

続きまして、議案の6ページから9ページを御覧ください。

1件訂正をお願いいたします。議案9ページ第12項の譲受人の住所が、■■■■番地となつておりますが、■■■■番地が正しい住所となりますので、訂正をお願いします。

報第42号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき、所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、13件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページを御覧ください。

報第43号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の11ページを御覧ください。

報第44号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けた者が1件ありました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第39号から報第44号までを報告済みとします。

議第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の12ページを御覧ください。

議第42号 農地法第3号第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は佐折で、白糸小学校の北に位置する農地です。受人、内野の■■■■さんと、渡人、■■■■さんとの売買契約で、水稻を栽培する計画です。渡人は高齢で農地の管理ができないことから、所有権移転を希望され、売却に至りました。

当該申請地では、農薬を使用しませんが、草の繁茂や害虫などに注意して、周辺の農地に影響が出ないよう適正に管理することです。

受人の許可後耕作面積は、4, 977m²、受人は現在53歳。稼働人員は、1名です。

続きまして、第2及び第3項について、同一受人の案件のため、まとめて説明いたします。

別冊航空写真の2ページを御覧ください。

申請地は下稻子で、下稻子公民館の南に位置する農地です。受人、下稻子の■■■■さんと、渡人■■■■さん、■■■■さんとの売買契約です。

当該申請地は、受人の所有農地と地続きになっており、耕作する上で一体利用したほうが利便性がいいため、申請するものです。

当該申請地では、水稻を栽培する計画となっております。

受人は現在61歳、耕作面積は、許可後、8, 858. 7m²、稼働人員は1名です。

以上、第1項から第3項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可をしない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

御審議のほどよろしくお願いします。

議長

ただいまの上程議案のうち1項について、担当委員の調査報告をお願いします。

8番 伊藤 照男委員

それでは、第1項の調査について報告いたします。

7月6日、受人の■■■■さん、佐野むつみ推進委員、私、農業委員会事務局1名で現地調査を行いました。

申請地は、農家の担い手育成基盤事業として行われた白糸、佐折の水田圃場整備地であります。

地主■■■■さんの離農により、買受人の■■■■さんに譲渡したく、今回の許可申請にあたっての調査を行いました。

■■■■さんは、露地野菜の栽培も長年手掛けており、今回の水田購入を手始めに、その水田耕作面積の拡大も考えています。今後の担い手不足と遊休地の拡大が危惧される中、それにより今後発生が予測される遊休農地の解消の1つになればと考えます。

内容は、許可申請のとおりであり問題はありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第43号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の13ページを御覧ください。

議第43号農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真3ページを御覧ください。

申請地は、上条■■■■、畝、計 263m^2 で、隣地の非農地筆を含め、全体計画面積は 305m^2 となります。

上条の■■■■さんが、貸駐車場9台に転用するものです。

申請地の南側水路を挟んだ先に、地区の公会堂があり、駐車場がないことから、地域からの要望がありまして、地域の集会等があった際の駐車場として、申請地を転用しようとするものです。

申請地は、大石寺奉安堂の西に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

周囲は、北を雑種地、東を山林、西を道路、南を水路に接しており、隣地に農地はなく、周囲への農地への影響は軽微であると思われます。資金は、自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は、以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第44号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の14ページを御覧ください。

議第44号、農地法第5条第1項の規定による許可決定について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転はまたその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真4ページを御覧ください。

申請地は、山本■■■■、畝、 11m^2 で、黒田の■■■■さんが、使用貸借により権利設定し、隣地の宅地と合わせ、全体計画面積 197.68m^2 を利用し、専用住宅を建築しようとするものです。

申請人は、現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となり、住宅建築を検討したところ、親の自宅も老朽化が進んでいたことから、実家の土地を借りて二世帯住宅を建設するため、申請に及んだとのことです。

申請地は、高原区公会堂の北側に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

周囲は、東を道路、北・南・西を宅地に接しており、隣地に農地はなく、周辺農地への影響は軽微であると思われます。

資金は借入で確保されており、許可後の9月に着工する計画となっております。

第2項及び航空写真5ページを御覧ください。

申請地は、村山■■■■、畠、185m²、ほか2筆で、村山の■■■■が売買により権利取得し、駐車場20台に転用しようとするものです。

譲受人の寺駐車場は、現在10台ありますが、法事やイベント等の来客の際には、駐車スペースが足りず、境内地の近隣にお願いし駐車している状況であることから、新たに不足分の駐車台数を補うために申請に至りました。

申請地は、来迎寺の南に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

周囲は、北を境内地、東を水路、西を山林、南を農地に接していますが、南側農地とは高低差があって、転用地と一体ではなく、被害防除措置を行う計画のため、影響は軽微であると思われます。

資金は、自己資金により確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第3項及び航空写真6ページを御覧ください。

申請地は栗倉■■■■、畠、400m²で、小泉の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、優良田園住宅を建築しようとするものです。

申請人は、現在アパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となり、住宅建築を検討したところ、妻の実家の土地を借りられることとなったため、申請に及んだとのことです。

申請地は、富士根北公民館の北、北東側に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2農地に該当します。なお、申請地は、農振農用地でしたが、本優良田園住宅を建築するため、市に青地の除外申請が提出され、除外されています。

周囲は、東と南を道路、北と西を農地に接しておりますが、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われます。また、優良田園住宅を建設するための建設計画については、既に認定されております。資金は借入で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第4項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地は、下条■■■■、田、395m²、ほか1筆で、上井出の■■■■さんが売買により権利取得し、優良田園住宅を建設しようとするものです。

申請人は、現在アパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となり、住宅建築を検討したところ、本申請地を見つけ申請に及んだとのことです。

申請地は、牧野酒造の北に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

周囲は、北を宅地、東を水路、南を道路、西は工事中の県道に接しており、隣地には農地はなく、周辺農地への影響は軽微であると思われます。なお、優良田園住宅を建設するための建設計画については、既に認定されております。

資金は借入により確保されており、許可後すぐに着工する計画です。

第5項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地は、羽鮒■■■■、畠、109m²、ほか3筆で、羽鮒の■■■■さんが売買により権利取得し、駐車場6台に転用しようとするものです。

譲受人は、現在申請地の隣地に住んでおりますが、敷地には2台しか止められず、別に住む子供や来客のための駐車スペースが不足しております、また近隣の住民からも、駐車スペースが足りないため駐車場を借りたい旨の申し出があつたことから、本申請地を買い受け、自己及び近隣の車両が止めるための駐車場にするため、申請に及んだとのことです。

申請地は、香葉台団地内に位置する外部にしめる宅地の割合が40%を超える第3種農地に該当します。

周囲は、北及び西を道路、東及び南を宅地に接しております、隣地に農地ではなく、周辺農地への影響は軽微であると思われます。

資金は、自己資金により確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は、以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第45号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

本日、議案の差し替えで配付しました非農地証明申請の審議についてを御覧ください。

議第45号非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であつて、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあつたので審議を求める。

第1項及び航空写真9ページを御覧ください。

申請地は、北山■■■■、畠、919m²で、株式会社トウネツの南に位置する農地です。

申請者の先代が引っ越しをする際に、申請地を管理することができなくなることから、ヒノキを植林し、山林として現在に至っているものです。

10年以上前から山林化していることが確認でき、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第2項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は下稻子■■■■、畠、317m²で、稻子駅の西に位置する農地です。申請地は、傾斜が急で、耕作に向きなため、申請者の先代が、昭和21年頃にヒノキを植林し、現在に至っています。10年以上前から山林化していることが確認でき、非農地として扱って差し支えないと

判断しました。

続きまして、第3項及び航空写真、同じく10ページを御覧ください。

申請地は、下稻子■■■■、畠、 274m^2 の農地です。

申請者の先代が、年月日不詳ですが、戦前から住宅敷地として利用しており、住宅及びカーポートを新築した際に隣接する宅地と一体利用し、現在に至っています。

都市計画法上、線引き前宅地としての一体利用で問題はなく、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、裏面の第4項及び航空写真、同じく10ページを御覧ください。

申請地は、下稻子■■■■、畠、 162m^2 の農地です。

平成14年4月1日、申請地を倉庫として利用するため、借受けたいという要請があつたため、隣接地の雑種地■■■■と共に、倉庫敷地として貸し付け、現在に至っているものです。

都市計画法上、線引き前宅地としての一体利用で問題はなく、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第5項及び航空写真、同じく10ページを御覧ください。

申請地は、下稻子■■■■、畠、 409m^2 、ほか1筆、計 471m^2 の農地です。

昭和41年1月1日、住宅を建築したいという要請を受け、隣接地する宅地と共に住宅敷地として貸し付け、現在に至っています。

都市計画法上、線引き前宅地としての一体利用で問題はなく、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は、以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

18番 内堀 忠雄委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

7月7日、富永委員、事務局職員と共に、現地で申請人とお会いし、話を聞きました。

申請人の父親は、申請地近くに住み農業をしておりましたが、50年ほど前に生活が不便なため、現在の住居に転居いたしました。その際、通作ができないので、ヒノキを植林したものです。

航空写真の9ページを見てお分かりのとおり、周辺は、五、六十年生の杉・ヒノキの山林に囲まれており、周辺に農地はありません。

申請書のとおり、問題ないものと考えます。

御審議のほど、お願ひいたします。

14番 旭 一昭委員

ただいま審議中の第2項及び3項、追加されました4項、5項について報告いたします。

7月6日、申請人立合いのもと、鈴木推進委員、そして事務局2名と共に現地調査をいたしました。

まず、第2項ですが、約75年以上前に、傾斜が急なために耕作に向きであり植林したというものであります。現在は、雑木も茂って荒廃しております。

次に、第3項ですが、居宅の隣接地に、もう数十年前から住宅の離れを建築しており、現況宅地であります。

第4項は、20年以上前から資材置き場として借受要請に応じたものであります。

それから第5項ですね。第5項は、住宅建築のため、55年以上前から、借受要請に応じたものであります。

周辺にですね、ほとんど農地はございません。

以上、2項から5項まで共に申請のとおり、差し支えないと考えますので、御審議をお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第46号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の17ページを御覧ください。

議第46号富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和4年6月22日付富農第422号で決定を求めるられた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画について説明します。ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目を、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数12人。利用権を設定する者の数17人。利用権を設定する農用地の面積は、計47, 664m²です。

所有権の移転はございません。

1枚めくって、4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について、第1項から17項まで全て中間管理事業になります。

それでは、第1項から順に説明します。

第1項及び第2項は、同一受人の案件ですのでまとめて説明いたします。

別冊航空写真は、11、12ページを御覧ください。

第1項申請地は、下条で、市立上野小学校の南西に、第2項は大鹿窪で、特別養護老人ホーム百恵の郷の南東に位置する農地です。

大鹿窪の■■■■さんへの使用貸借権設定です。

期間はどちらも10年で、新規になります。移転後経営面積は、44, 064. 42m²です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は13ページを御覧ください。

第3項申請地は内房で、相沼公会堂の南に位置する農地です。

黒田の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は、10年新規、移転後経営面積は、3, 059m²です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は、14ページを御覧ください。

第4項申請地は内房で、内房小学校の北に位置する農地です。内房の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は、10年新規、移転後経営面積は、5, 826m²です。

続きまして、第5項及び第6項は、同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。

別冊航空写真は、15ページを御覧ください。

第5項及び第6項申請地は、下条で、本山の妙蓮寺の南に位置する農地です。下条の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は、10年新規、移転後経営面積は、42, 802. 36m²です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は、16ページを御覧ください。

第7項申請地は山宮で、富士山環境交流プラザの南西に位置する農地です。

万野原新田の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は、10年新規、移転後経営面積は、76, 139. 91m²です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は、17ページを御覧ください。

第8項申請地は、上井出で、市立上井出小学校の南に位置する農地です。

青木の■■■■への使用貸借権設定です。期間は、10年新規、移転後経営面積は、88, 272. 05m²です。

続きまして、第9項及び別冊航空写真は、18ページを御覧ください。

第9項申請地は青木で、青木区三町内集会所の南西に位置する農地です。

青木の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は、10年新規、移転後経営面積は、13, 089. 66m²です。

続きまして、第10項及び第11項は、同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。

別冊航空写真は、19ページを御覧ください。

申請地は上井出で、上井出出張所の南に位置する農地です。

人穴の■■■■さんへの使用貸借権設定です。第10項の期間は、10年新規、第11項は5年再設定になります。移転後経営面積は、3, 916m²です。

続きまして、第12項及び別冊航空写真は、20ページを御覧ください。

第12項申請地は山宮で、山宮一区一町内公会堂の東に位置する農地です。

牧之原市の■■■■への賃借権設定です。期間は、10年再設定、移転後経営面積は、33, 647m²です。

続きまして、第13項及び別冊航空写真は、21ページを御覧ください。

第13項申請地は麓で、朝霧メープルファームの東に位置する農地です。根原の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は、10年再設定、移転後経営面積は、256, 862m²です。

続きまして、第14項及び第15項は、同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。

別冊航空写真は、22及び23ページを御覧ください。

申請地は猪之頭で、第14項は、本成寺の北西に、第15項は、市立猪之頭小学校の南に位置する農地です。

猪之頭の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は、10年再設定、移転後経営面積は、10, 387. 61m²です。

続きまして、第16項及び第17項は、同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。

別冊航空写真は、24、25ページを御覧ください。

申請地は杉田で、第16項は、杉田浅間神社児童遊園の北西に、第17項は、杉田運動公園の南西に位置する農地です。

杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は、10年新規、移転後経営面積は、6,630m²です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第46号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

議第47号 農地法施行規則第17条第2項の適用による別段面積の取扱いの変更についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の18ページを御覧ください。

議第47号農地法施行規則第17条第2項の適用による別段面積の取扱いの変更について 農地法第3条第2項第5項の規定に基づく農地法施行規則第17条第2項の取扱いについて、別紙のとおり変更する。

富士宮市農業委員会では、令和3年4月から、農地法第3条の許可要件の1つである下限面積について、農地法施行規則第17条第2項に基づき、原則3,000m²となっているところ、新規就農者が遊休農地を利用して就農する等の一定の場合に、1,000m²未満に緩和する制度を開始しております。

次のページを御覧ください。

同制度については、取扱基準及び事務処理要領を定めておりますが、このうち取扱基準において緩和できない農地として、これまで富士宮市農業振興地域整備計画において、農用地区域に指定されている農地を定めており、青地については、同制度を利用できない状況でしたが、この条項を削除し、青地でも緩和できるようにするものです。

これは、青地においても遊休農地化されている農地があり、対象外とすべきではないこと、担い手への集積や地域の営農に問題があるケースについては、農地法第3条許可基準である、地域調整要件等によって対応ができるここと、令和5年4月から青地・白地関係なく、下限面積要件自体が廃止されることから行うものです。

また、次のページの事務処理要領については、申請書の審査の際の現地調査について、これまで農業委員会事務局職員を記載しておりましたが、事務局職員が調査することは、実務上あたり

前のことであるため、これを削除し、併せてこれまで地域の農業委員、推進委員全員が参加して調査することとなっていた調査人数を、内2名以上と明記し、調査に要する人数を明確化させたものです。

以上、御審議よろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第47号は、原案のとおり処理することに決定しました。

議第48号 農業委員会事務の実施状況等の公表についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、本日お配りをしました別冊の資料を御覧いただきたいと思います。

議第48号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

農業委員会事務の実施状況について、最適化活動の目標（案）及び点検・評価（案）を下記のとおり策定する。

令和4年度最適化の活動の目標設定（案）が、別紙様式1です。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）が、別紙様式2です。

この事業につきましては、農業委員会等に関する法律によりまして、農地との利用の最適化の推進状況、そのほかの実施状況を公表し、農林水産省は、これを取りまとめて公表することとされております。

まず初めに、ページをめくっていただいた別紙様式2、こちらを説明させていただきたいと思います。

令和3年度の実績値が記載されています。

1、農業委員会の状況としましては、令和4年3月31日現在の農家、農地等の状況及び農業委員会の現在の体制を示しております。農地の状況につきましては、耕地面積調査、農林業センサス、農地台帳の面積等の数値を記載しておりますので、面積については、それぞれ調査ごとの定義は異なるため、必ずしも一致するものではありません。

また、農家数につきましては、農林業センサスなどの数値を記載しております。

農業委員会の体制につきましては、現在の農業委員会の体制を記載しております。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、担い手への農地の利用集積・集約化としまして、これまでの農地の集積面積で、これは農地法第3条及び利用権の設定により集積した面積として943ヘクタール、集積率としましては、31.64%であります。

目標の1, 282ヘクタールに対しては、達成はしておりませんで、達成状況としまして

73. 55%ということになっております。

次に、3ページですね。

3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進としまして、これまでの3か年における新規参入者数及び新規参入者が取得した農地面積を記載しております。

令和3年度の目標として、参入面積を20経営体、参入目標面積を20ヘクタールとしていたところ、実績数としましては、17経営体、18ヘクタールということになっております。

また、活動計画としましては、関係機関と連携し、新規就農者の発掘、農地の確保に努めるとしていたところであります。

続きまして4ページ、こちらにつきましては、遊休農地の状況ということで記載をしております。

現在遊休農地面積は、111ヘクタールということになっておりまして、市内の総面積から言いましては、割合としましては、3.59%でありますけれども、実際この遊休農地につきましては、耕作管理されていないというような状況で、草刈り管理されていれば、この中に入っているものですから、いわゆる耕作地はさらに少なくなってしまうのではないかなど捉えております。

この、今ここに載っております遊休農地につきましては、相当程度荒れている農地という考え方でありますので、その辺のほう御理解いただきたいと思います。

遊休農地の解消、目標面積としましては、10ヘクタールを掲げたところ、前年度につきましては、17ヘクタールということで、目標を大きく上回っております。こちらにつきましては、荒廃農地再生事業等を活用しながら解消をしておりますので、少しずつこういう大きな面積の解消も一方では進んでいるところではあります。

次に、5ページに違反転用への適正な対応ということで、現在、市で違反転用ということで認定をしているものにつきましては、1.9ヘクタールであります、こちらにつきましてもパトロール通報等によりまして、現状把握、是正指導を継続的に行っていけるところであります。

次に6ページにつきましては、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということといたしまして、農地法等により、その権限に属された事務に関する点検として、農地法第3条による許可事務として64件扱い、農地転用許可、いわゆる4条5条につきましては、66件取扱いを行いました。

7ページには、農地所有適格法人からの報告としての対応として、現在市内では53の法人があります、その状況を記載しております。農地所有適格法人につきましては、毎年報告書を提出していただくことになっておりますが、こちらのほう見ていただくと分かるように、全ての法人からの提出がなく、現在督促も行っております。引き続き、状況の確認は、適正に行っていきたいと思います。

また、情報提供として、農地の賃貸料情報の調査、農地の権利移動等の状況把握、農地台帳の整備状況を記載しております。

こちらにつきましては、まだ平成28年4月から、インターネット上で全国農地の状況検索できるようになっておりまして、今後、農地の情報、例えば貸付希望等の情報や、転用履歴等も閲覧できるように、精度の向上を今後進めていくことになっております。

そして、そのほか8ページに地域農業者等からの意見・事務の実施状況の実施状況について記載のほうをさせていただいております。

そして次に、最初のページに戻りまして、別紙様式1、令和4年度最適化活動の目標の設定等を御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、令和3年度の活動実績に基づきまして、今年度の目標を定めたものであります。こちらにつきましては、皆様方の活動の目標ということで、お願ひをしたいと思います。

2ページ目ですけれども、最適化活動の目標としまして、まず農地の集積の目標としまして令和12年度を目標年度とし、集積率は国でも80%っていうことをうたっておりますので、それに合わせると農地の集積、今年度の農地の新規集積面積については、160ヘクタールとなっておりますので、今後とも引き続き農地の集積に取り組んでいただくことになります。

続きまして、遊休農地の状況としまして、現在、先ほど説明したように111ヘクタールの遊休農地がありまして、これらにつきまして毎年11ヘクタールずつ解消をするというような目標を立てておりますけれども、一方で遊休農地も増えておりますので、現在の111ヘクタールの遊休農地を少しでも減らしていきたいと考えております。

3ページ目につきましては、新規参入の促進ということで、こちらも3条及び認定新規就農等によりまして、新規就農者の相談体制を引き続いてやっていきたいと思いますので、皆様方の周りにおきましても、新規就農される方がいらっしゃいましたら、またお声がけをしていただきたいと思います。

そして、最適化活動の活動目標ということで、皆様方の活動の日数、毎月ですけれども、6日ということで、ちょっと多めな日数を示させていただいております。これにつきましては、毎月提出をしていただいている活動日報への記載ですが、ささいなことでも結構です、時間は問いませんので、記載をしていただいて活動日を増やしていただきたいということで、6日を目標とさせていただいております。

以上が、令和4年度の最適化活動の目標設定ということになります。

こちらにつきましては、また確認のしていただきまして、何かありましたら連絡をいただきたいと思います。

まだ今日の段階で、雑駁な説明になってしまったんですけど、また資料のほう御確認をいただきたいと思います。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第48号は、原案のとおり処理することに決定しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、8月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和4年7月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時00分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会長

会議録署名人
10番

会議録署名人
11番